

令和7年皆野町農業委員会第6回定例総会議事録

1. 開催期日 令和7年6月24日(火)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時33分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：4人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤 克	出席	11	浅見寿太郎	出席
2	真下一正	出席	12	小池幹夫	出席
3	葦原義人	出席	13	中畦泰男	出席
4	大濱英一	出席	14	浅見幸弘	出席
5	四方田順造	出席	皆野	丸山真守	出席
6	若林雄一	出席	国神	柴崎孝夫	出席
7	横田和子	出席	金沢	山口勝久	出席
8	四方田克己	出席	日野沢	—	—
9	東 光義	出席	三沢	山口典男	出席
10	田島一男	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について

1件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について

1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

2件

8. 事務局 三橋博臣、宮島久枝

9. 会議の概要

事務局

次第2、あいさつ、浅見会長、お願いいたします。

浅見会長

皆さんこんにちは。相変わらず、定刻前にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

先日はジャガイモの栽培体験のほう、大勢の方にご出席をいただきまして、暑い中でしたが無事に終わることができました。ご協力いただきまして、ありがとうございました。

次の来年以降のことについては、またいろいろ検討する部分もあるかと思いますが、参加していただいた方の感想を聞くと、何かまだやらなくてはなのかなというような気もするのですが、またその件については次の機会に、また来年については考えていければなというふうに思います。

さて、今日は定例総会ですが、最適化推進委員のほうに欠員になっていましたところに1人見つかったということで、そちらのほうの委嘱も含めてお世話になりたいというふうに思います。

また、いつもどおりですけれども、皆さんにご協力をいただきまして、スムーズに進行できればと思います。よろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続いて、次第3の議案に入ります。

議案の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

浅見会長

それでは、しばらくの間、進行させていただきます。着座で失礼をいたします。

ただいまの出席委員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年皆野町農業委員会第6回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、齊籐克委員につきましては、遅刻をするという連絡がありましたので、現在のところはまだ見えておりませんので、見え次第入っていただくということになるかと思います。よろしくをお願いいたします。

次に、議事録署名人に、

6番、若林雄一委員

7番、横田和子委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、
6番、若林雄一委員
7番、横田和子委員をお願いいたします。
続いて、議案第1号、皆野町農業委員会の農地利用最適化推進委員
の委嘱についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

それでは、本件に対する質疑を行いたいと思います。
質疑がございましたらお願いいたします。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決をいたします。
本件は、農地利用最適化推進委員として1名を委嘱したいと思いま
すが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

浅見会長

異議ないものと認めます。
よって、農地利用最適化推進委員として1名を委嘱することに決定
をいたしました。
ちょっと入っていただきますので、休憩ということでよろしくお願
いいたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時09分

浅見会長

それでは、休憩前に引き続き会議のほう、定例総会のほうを再開し
たいと思います。よろしくをお願いいたします。
引き続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請
について、1件を議題といたします。
番号1について審議します。事務局に議案の朗読、説明をお願いし
ます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

それでは、農業委員として、地区担当の14番、浅見幸弘委員に対象農地の状況について説明を求めます。

浅見委員。

14番
浅見委員

14番、浅見です。3か月連続で当地区に行ってみまして、〇〇〇の〇〇地区になります。まず、12ページに案内図がありますので、こちらを御覧いただきたいと思います。丸で囲まれたところが申請地、一番上の細長い〇〇〇—〇、それから道の脇の〇〇〇—〇、一番下に〇〇〇—〇〇、この〇〇〇—〇〇の左に〇〇という建物、これ家屋ですけれども、ありますけれども、現状はこんなところですよ。

6月18日に宮島主幹と現地の確認に行ってみました。写真のほうを御覧になってもらいたいと思うのですけれども、ナンバー1、2、3が細長い〇〇〇—〇、平らな部分もありますけれども、左のほうの斜面も含まれています。

裏面、めくっていただいてナンバー4が〇〇〇—〇で、指を指しているのが私ですけれども、堀がありますけれども、堀の向こう側になります。面積的には23㎡ということで、小さな部分になります。

最後に、〇〇〇—〇〇がナンバー5とナンバー6の部分になります。耕作がすぐ、割合早くできそうなのは、この最後の〇〇〇—〇〇の25㎡なのですが、ほかはなかなかちょっと厳しいかなというふうに感じました。

事務局のほうにお聞きしましたところ、先ほど言った、家を購入するのに農地がついてくるような、そんな状況のようでございます。

ただ、移住予定というので、先ほど事務局のほうで説明がありましたが、早速7月から引っ越しを始めたいというようなことですので、農地として管理等していただければ、それはそれでいいことかなと思います。ただ、現実的には、なかなかこのジャガイモやサツマイモ、ネギとかでは難しいかなという気がします。個人的な意見では、果樹、シカ等の害が少ないようなユズとか梅とかそういったもののほうが現実的ではないかなというふうな感じがしております。

農具についてはありませんが、借りて、今後耕作していくというようなことですので、こちらにある申請のほうに書かれていることを重視しまして、第三者に譲渡というので、その辺は少し心配なところはありますけれども、ご審議がいただければと思います。よろしく願いいたします。

浅見会長	このところ、この3条で同じような申請が続いておりますけれども、今日もこれから本件に対する質疑を行いたいと思うのですが、質疑についても皆様のご意見、ご質問をお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。 どうぞ。
10番 田島委員	何か住まわれるというのは、このどこに。〇〇〇—〇〇に住まわれるのですか。
5番 四方田委員	〇〇〇って書いてある。
14番 浅見委員	〇〇〇—〇〇の左に、
10番 田島委員	〇〇〇の〇〇さんのところのこれが家になるのですか。
14番 浅見委員	これを購入する。
5番 四方田委員	2軒あるけれども、両方〇〇〇だね。そんなのがあるの。
14番 浅見委員	13ページに公図がありますけれども、実際は真ん中の〇〇〇—〇〇に、〇〇〇というのは、12ページでいうと一番左の〇〇さんは〇〇〇に建っていると思われまして。今言った真ん中の〇〇さんについては〇〇〇と思われまして。この公図からいうと。ただ、この案内図では〇〇〇になっていると、表示がどうなのかなというのは。
10番 田島委員	これ購入されて、要するに所有されているということですか、〇〇〇、〇〇さんの家は。
皆野地区 丸山委員	もう既にもっているのでしょうか。
事務局	はい。

10番
田島委員

では、購入。

事務局

購入です。

10番
田島委員

購入済み。

事務局

空き家バンクで成約済み。

浅見会長

地番の件については、もしかしたら間違いもあるのかもしれないのですが、いずれにしてもここにある建物に住んでということですね。

ほかに何かございますか。

はい、どうぞ。

3番
葦原委員

これは空き家バンクとかって書いていないのですけれども、実際は空き家バンク絡みでいいのですか。

事務局

空き家バンク物件です。建物については。

3番
葦原委員

そうすると、5年間とかは農業をやらなくてはならないというような何かあったですね。私んちの近所のがやったときは、5年間継続してやらなければという、何かそういうのがついてきていたかと思うのですけれども。

事務局

空き家バンクの案件というよりは、ちょっと前までは農地を譲り受けたら3年3作というのはずって言っていました。

3番
葦原委員

そうではなくて空き家バンクで買って、そのときに5年間は継続して農業やってくださいよというので、うちのほうは今やってもらっているのだけれども、そういう絡みというのは出てこないの、今回は。

事務局

空き家バンクとして明確に5年、農地を取得したらということはやっていないと思います。ただ、目標として、以前から3年3作というのもありましたので、最低それ以上ということで、最低5年ぐらいは続けてもらわないとねという話はしたことがあるのかもしれないですけれども。

3番
葦原委員

かもではなくて、そういうふうに使っていたのですよ。私は、もう最初から絡んでいるから、そのときに5年間は農業を続けてやらせてもらいたいなのですよという話をされていたのです。私もうちの近いほうだから、手伝いもしたし、やっているから、そういう絡みがあるので、そういうのをちゃんと、今回オーケーですよという形になってもいいのですけれども、その後の追跡ではないですけれども、やるかやらないかというのは、定期的に見ていただくとかということをやちゃんと明確にしておいてもらわないと、ましてこれ申し訳ないのですけれども、日野沢の奥で、どんどん過疎化して人がいなくなるところだし、今日の話聞いていても、機械器具は全然持っていない、始めてから買うとかなんとかというのも全然当てにならないし、そういう部分もちゃんと念書ではないけれども、確実な線をしておかないと、買った後で後どうなるか分からないというような形になってしまうので、この辺もやっぱりこの中でちゃんと協議してもらわないと、何のために出てくるのか意味が分からなくなってしまいますよね。

事務局

難しいところなのですよ。葦原委員がおっしゃる5年というのは、ちょっと確認をします。以前そういうふうな取決めを空き家バンクとしてしたかどうかというのは、ちょっと私のところで定かでないので、それは確認をさせていただきたいと思います。

その念書という話もあったのですけれども、一応、農地法上の扱いとすると、これで取得をするとすると、当然所有耕作地は全て耕作しなければいけないという義務が生じるので、これを正式に出てきたということ、所有する農地を全て耕作するということをお約束をするという法的な意味合いはあるというふうには考えています。

3番
葦原委員

話、今聞いている中で、道具も何もなくて始めるというふうな言い方になっていますよね、文書的に。それがおかしいではないかという感じもしてくるのではないですか。

事務局

前回の定例会でも横田委員からも出て、その3条をもうちょっときちんとやっておくべきなのではないのかということなのですが、ではこれが所有権移転を認めないとなったところで、現所有者の〇〇さんが所有する耕作地を全部耕作できるかということ、彼も多分道具も技術もないのですよね。実際ここに住んでいらっやらない、現所有者は。ということになると、どちらがいいのかということですよ。

3番
葦原委員

そう言われてしまえば、何も言えなくなってしまう。

事務局

少しでも今回は宅地のほうを既に空き家バンクで購入されて、隣地に住まわれるということなので、前回も言ったかと思うのですが、では今よりもよくなる可能性があるのはどっちかというようなところで、やはりある程度性善説を信じて期待をするしかないというのが、この地域における3条の許可かなというふうには思っています。

3番
葦原委員

それで、前もいろいろこういう話をしたときに、最終的に書類がそろっていけば許可しないわけにはいかないのだという話をされたことがあるのですよ。だから、そこで、このところで協議する必要もないのではないかって思っているのですけれどもね。

事務局

許可しなければいけないということでは。

3番
葦原委員

県のほうから、もう書類がそろっていけば許可しなければ駄目だというような言い方されたということを聞いたのです。

事務局

ただ、3条については町農業委員会の権限で、最終的には県に行ったりするものではないので、ガイドラインというか、準則的なものは県から示されるかもしれませんが、あくまで3条を許可するかどうかは、町の農業委員会の判断という形であります。

3番
葦原委員

でも、それが書類がそろっていけば許可しないわけにいかないのだよという話をされたことがあるのですよ。

事務局

どの程度の拘束力を持った話なのかは、ちょっとその辺調べさせてもらいます。

3番
葦原委員

そうすると、どうしたらいいものなのか、前回のこともそうだし、今回もそうだし、このままの状況で、出たものはそのままはいはいって許可してしまっていいものかどうかという部分もよく考えないといけないのではないかなと思って。

事務局

そうですね。例えばそれが農振に入っているのかどうなのか、前回なんかは3条で出てきたのが都市計画区域の話で、隣は5条申請だったわけですが、となると都市計画区域内などというと、基本的

に3種農地であれば原則許可というのが出てしまっていますので、そこを転用せずに農地として使ってもらえる可能性があるということは、今のままとどちらがいいかということでは、そうかなというふうには思うのです。こっちの場合には、都市計画区域内では当然ありません、区域外ですので、幸い農振はかかっていないにしても、この地区の農業を考えたときに、どちら、3条を不許可にして、今の所有者に耕作、所有する農地の全部耕作を求めるのか、隣に来る人に任せてみようかと考えるのかというのが農業委員会としての判断かというふうに思います。

3番
葦原委員

どっちの人にいいですよと言っても、多分無理でしょうね。今度買う人なんかは、農業やったことないような人がいるし。

事務局

それが1反歩の畑を見る限り、浅見委員が言うように、すぐに手がつくのはもう一番下の25㎡ぐらいのところ。

3番
葦原委員

私も大体この場所知っていますけれども、いいかげんでは畑なんかできないね。道具がないのだから、ましてどうにもならないよね、手で掘るわけにはいかないのだから、どっちの人がやっても同じだと思いますけれどもね。

浅見会長

田島委員。

10番
田島委員

写真だけから判断すると、この一番広そうな〇〇〇—〇というのは、とても何か、南側のほうに木が大きくなってしまって、日当たりが悪くて、百姓やれと言われても何ができるのかなと思ったら、葉ワサビでも植えるかとかいうか、日当たりが悪くて……

12番
小池委員

非農地判断の写真みたいだよな。

10番
田島委員

うちの畑もあるのだけれども、これと同じで何作るにも作れないのだよね、南側にこんなでかい杉の木がすぐ横に立てられたら、日なんか当たらないから。どうされるのか、畑作れといっても、実際、日の当たらない畑では、作れるものは限られる。作れというのももう言いづらい。管理してもらえれば。

浅見会長

何かほかに。

7番 横田委員	横田委員。
事務局	先ほど葦原委員さんが言ったように、条件としては、3条の条件でいうと、今まで農地を所有していない、しかも遠いところから、180日通うのですか、これ。
7番 横田委員	移住、隣接地に移住してくる。
事務局	<p>移住して、その移住も予定ではないですか。だから、ここでいう条件を考えたときに、先ほど現地を調査していただいて、直接見て、結構そういうことだったのだというのが分かることは多かったのですけれども、この受付した段階で、例えば作付も、作付はもうもう全然ないからあれなのですけれども、移住とかそういうのも備考欄とかそういうところに書いていただければ、何かもう、完全にこんなのよく出すなって私は思ったのですけれども、よくよく聞いてみれば、移住して、しかも飛び地で、ネギはあっちへ3本、こっちへ5本かいみたいな感じで、何か面積的にもその人の所有を購入したみたいな感じは見え見えのような気がしていたのです。ただ、実際にこっちへ住んでやるという意気込みはあるというのなら、それは今よりいいでしょうという課長さんの意見、それを尊重していいのかなというふうにも思うのですけれども、我々は、先月も言ったのですけれども、書類を見て判断して、現地へ行った人の話を聞いた中で、これならよいのではないのかなというふうに思われるようなところまで持っていっていただかないと、結構これ無理があった内容だったので、事務局さんには申し訳ないのですけれども、受付する段階で、すぐこうやって見て、その判断はできないと思うのですけれども、その辺までのことを聞ける部分については聞いていただければ、いずれ誰かからお借りできるとか、だんなさんも一緒にやるのだったら、これ1人でやるというのでは大変だしみたいな、何か考えたときに、いろんなことが想定されてしまうので、できれば何か補足説明みたいなのをこういうところに書いておいていただければ、我々も判断にすごいプラスになるのかなというふうに思いました。</p> <p>ありがとうございました。今回も担当のほうで書類を受理した後に、そういった、もう既に、例えばこれに書かれているジャガイモだとかサツマイモだとかというのは、植え付け期は当然過ぎているわけなので、では来年まで1年空くのかとか、農機具どうするのか、住まいはどうするのかといういろんな疑問があったので、間に入った不動産業</p>

者を介してですけれども、ずっと状況を確認をしてくれということで、依頼を、質問事項を並べた紙を相手方に送って、それに対する回答をもらっています。その中では、こういう質問をしてこういう回答をもらったというメモ書きとか、記録としては残っていますが、ちょっと議案につける内容のものではない、あくまで聞き取りで送ったものなので、だから、例えば今日追加でお配りしているこういった現況写真、議案ではない部分にその聞き取りの内容と、それに対する回答みたいなものがついていると、判断がしやすくなるということで、次からこんなふうに対応したいと思います。

7番
横田委員

これ県だったら県のほうでいいと言ったというけれども、これ3条って農業委員会の責任において承認するわけなので、一応もうちょっと厳しくてもいいのかなと思うのですけれども、〇〇〇だからって、地区を言ってしまうと申し訳ないのですけれども、住んでいただける人が、人口が増えるのならそれはそれでいいのかなと、そっちで応援していったらいいと思います。

事務局

そうですね。今回も10項目近く、これは、これはというのがあったので、担当のほうで確認をしていますので、次回以降、こういったものが出てきたら、当然、我々も受けたときに、委員さんと同じような疑問は持ちますので、その確認……

7番
横田委員

ここへ来て初めてそういう話を聞いて、そうなのかという、これだけ見たのだと本当に、こんな人が本当にやるのって感じで、そういうふうに思われるし、判断せざるを得ないので、できれば……

事務局

その確認の過程も、議案に落とし込むのは難しいにしても、補足の資料という形でご用意をしたいと思いますので、ありがとうございます。

14番
浅見委員

現地にいるときに、主幹のほうにも確認して、今、横田委員のほうからも言われたとおり、将来的にというのだとこれ問題になるかなと思ったのですが、確認取ってもらって、来月から引越しも始めるということのようですので、であればと思いました。以上です。

家に土地がついてきたような、実際問題は。

浅見会長

今、事務局のほうでも説明あったとおり、議案書には無理にしても、見た形で分かるようなものをこれから参考につけていただければ、判

断の材料としてはいいのかなというふうに思いますので、余分なこと
かもしれませんが、よろしく願いいたします。

なお、ちょっと質問、私がするのは変な話なのですが、これは空き
家バンクで空き家を買って、それに農地がくっついているということ
ではないのですよね、これは、別ですよね、農地は。

事務局

もちろん宅地は宅地で契約をして、ただ地主さんのほうも農地を農
地として生かしてくれる人がいれば譲りたい、住宅を買い受けた方も
畑があるならやってみたいというところのマッチングの結果です。

浅見会長

農地は、この出てきた議案については、農地としての判断をする
ということだと思いますので。

ほかに何かございますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

ちょっとなかなかすんなりどう判断していいかという部分もある
かもしれませんが、ここでもし皆さんのほうからの質問等なければ、採
決のほうに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

出席委員

(はいの声あり)

浅見会長

それでは、質疑のほう一応終了させていただいて、先ほどの要望に
ついては、ぜひ事務局のほうにはお願いをすることということで、それを
含め採決のほうに入りたいと思います。

本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員
会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行
します。本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数ということですので、本件のほうは許可することに
決定をいたします。申請者に許可指令書を交付します。

3番

葦原委員

お願いなのだけれども、半年か1年とかの間にその確認とかという
ことをやるような形のあれを考えてください。

7番
横田委員

すみません。実は、ちょっと話が長くなるのですが、昨日、秩父市の女性農業委員の協議会というのがありまして、秩父市の総会を傍聴するっていう、何ていうんですか、あれがあったのですけれども、それに参加したのですけれども、そこでの3条の申請の中で、やっぱり今みたいな内容の話が出たのですね。そのときに、ある委員さんが1年後の写真をつけてもらえないだろうか、つけるっていうか、提出してもらえないだろうかという話をされていたのですよ。事務局としては、それを強制はできないという話はしていたのです。ただ、実際に、今までも3条結構許可していますけれども、そういうものに対して過ぎた1年後を覚えているのかねみたいな、それ出してくれて言ってもなかなか難しいよねという話になって、逆に今度、では農業委員さんとかが農地パトロールに行ったときにそれを見てきたらどうなのかみたいな話になったりして、やぶ蛇ではないけれども、それはまた調査するのも大変だしみたいな、何かやっぱり3条のその後というのが結構話に出ていて、皆さんもちょっと不安だなみたいな感じの部分があったので、どこの町村もそうなのだなというふうに思ったのですけれども、写真まで出せというのはちょっと強制するのはまずいのでできないと思うのですけれども、いい方法を考えていただければみたいな話になっていました。

事務局

そうですね、多分3条の許可自体も月に1件、2件、ないときにはないしという感じなので、年間10件から15件ぐらいの間、そんなないかなと思うのですよね。であるなら、全部が全部1年後というと極端な話、毎月毎月1年後が来てしまうので、なかなかそれは難しいかと思うのですが例えば、農地利用状況調査の先立ってとか、毎年9月とか、何か時期を決めて、過去1年間の3条の場所、恐らく事務局でも半日ぐらいかければ大体行って回れるのかなと思うので、許可申請者に対して、写真の提出を求めるというのは、先ほど委員おっしゃったようにちょっと法的に難しいかなと、義務を課すのは難しいと思うので、事務局のほうで確認をするという体制をつくるのが一番いいのかなというふうには思います。

7番
横田委員

4条、5条って完了届というのを出させているではないですか。3条というのはどうなのですか。その後というのは、別に農業委員会としては。

事務局

そうですね。

7番
横田委員

何もない。

事務局

ないですね。

7番
横田委員

あちらは、4条、5条はもうそれ条件ですから、そこまでが。

事務局

そうですね。それこそ市の農業委員会で言われていたように、利用状況調査に引っかかってくるということなのだろうというふうに思います。

3番
葦原委員

良いですか。今のと同じなのですから、農業調査がありますよね、農地現況調査が。その中で、担当地区の人がいるわけですから、その人が1年に1回なり、事務局のほうからこういうのが3条で来たのがここにありますというのを出していただいて、1回担当の委員が農地調査の形で歩けばいいのではないですか。

事務局

基本的には、あくまで建前の話ですよ。全員にやれと言っていることでなくて、建前の話で言うと、利用状況調査は、全ての農地を見て回るということになっていますから、今の葦原委員の意見のように、過去1年間で3条の許可が出た土地は大字どこどこ字何の何番地と何番地ですよみたいな話のリストができていれば、ここは3条で譲り受けたところだな、あるいは借りたところだなというところの視点を加えて、利用状況調査ができるということはありませんよね。

この後ちょっと部会で時間があれば、利用状況調査の話も少し、農地部会のほうでもしてもらおうと思うのですが、ちょっと航空写真に色をつけるという話で業者と話が進んでいますので、その辺にもし加えられる情報として、3条の許可の対象地とかいうのが図面に分かるようになれば、それはそれでいいことかなって思います。また、部会でご意見いただければと思います。ありがとうございます。

浅見会長

ありがとうございました。私どもも先日、郡市の農業委員会長とそれから事務局長で郡市協議会という総会をこの間やったのですが、そのときにもやっぱり3条申請がここのところ多くなってきているところがありまして、その判断については、今いろいろ出ましたけれども、なかなかそれぞれの農業委員会のほうも難しい判断をしている部分もあるようです。ただ、今、ほかはどうであろうと、皆野に

浅見会長

農業委員として、地区担当の4番、大濱英一委員に対象農地の状況について説明を求めます。

大濱委員、お願いします。

4番
大濱委員

続けて、お話しいたします。まず、場所なのですが、案内図をまず説明いたします。

これも6月18日に宮島さんと一緒に夕方確認いたしました。対象物件のところなのですが、140号沿いなのですが、〇〇〇〇〇がある反対側になると思います。横には、〇〇〇の工場があります。その物件なのですが、これ大体わかると思うのですが、1人の所有で8筆あるような感じになっているのですが、結構な面積であります。

現状見てきた状況の中では、周りを取り囲んでいるところは木々が相当でかくなっていて、もう鬱蒼としておりまして、無断で中に入ってしまったのですが、入ってみたら、中は少し草も低くて、何かできそうかなとは思っていたのですが、農地というように全然手をかけていないようなところでした。

この場所は、実際問題自動車修理工場ができるよという状況であります。全然問題はないと思うのですが、写真等を見ていただければ、写真はみんなぼうぼうになっていますけれども、これは入り口から5mぐらいは物すごい木々がいっぱい出ているところで、これを全て伐採して土地にするのだとは思いますが、そんな状況です。

場所的には、分かりますよね。〇〇〇さんのところの反対側、手前、こっち側です。それと、〇〇〇〇〇のところの反対側のところなのですが、そんな場所になっております。現状、そんなところで問題はないというふうに思っております。

以上です。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたら、お願いいたします。

横田委員。

7番
横田委員

ちょっと聞いていいですか。取下げになったのはどういう理由だったのですか。

事務局

ちょっと面積を変えるということで聞いておりまして……

事務局	測量が終わっていなかったなので、面積が確定しなかったということで、境界立会いをやりながら……
9番 東委員	ちょっと変わっている。
事務局	測量して正しい面積を出す途中で、まだそれが終わっていないので、公簿面積ではなくて実測でやりたいということだったので、では面積分からないのでは、次ということで。
9番 東委員	前より少なくなったものね。
事務局	少なくなりました。
7番 横田委員	前は、面積どのくらいだったのですか。
事務局	公簿でやってきたときには3,000ちょっと、3,300ぐらいです。実測でやった結果、2,700何ぼになったと。
7番 横田委員	参考までですけれども、3,000超えると……
事務局 9番 東委員	そういうことだと思います。 待ったがかかったから、ああと思ったのだよ。
事務局	待ったというか、先方のほうで、結局境界立会いをしているので、実測でやらせてもらいたいということだったので、では分かり次第出してくださいということです。
7番 横田委員	この〇〇〇〇工業さんというのはどういう会社なのですか。いわゆる〇〇〇メーカーではないですね。
事務局	〇〇〇〇自体はそうですね。なのですが、そこの不動産部門みたいなところで、最終的なこの建物の所有者というか、使用者にはならない感じです。土地を造成し建物を建てて貸し付ける、あるいは売

りつけるというのをお仕事にしています。

この先は、だから建物、今回の農転は造成ということで出てきていますが、この先、建物を建てて貸し付けるなり売却するなりということが予定されているということです。

7番
横田委員

物販店舗・自動車修理工場と、具体的に計画はあるのでしょうか。

事務局

そうですね。というふうには聞いていますが、今の時点では造成ということで農地転用が出てきていると。ちょっと、実は複雑な事情がありまして、農業委員会の判断からすると、もうこれで宅地造成をして、農地でなくなるという許可をして、ごめんなさい、順序が逆ですね。5条の許可で所有権が移転して、農地以外のもの、要は宅地になりますというところで農地ではなくなるのですが、登記の関係があって、実は次回ないし次々回に建物を建てるという計画変更的なものが出てくる。それをしないと登記ができないという事情がありまして、うちの農業委員会の事務局とすると、もう宅地を造成して農地でなくなった時点で……

7番
横田委員

手が離れますね。

事務局

手が離れるはずでしょうという話なのですが、〇〇〇〇〇がなぜか気を回して、農林振興センターと法務局と、ではそういうことでみたいな話をつけてきてしまったのです。うちのほうは、県にそれ違うでしょうと、農地でなくなったら手離れるから、手離れたものに対して、やっぱり宅地でしたと言われても、それは勝手にやればいいじゃんということを言ったのですが、農林振興センターがそれを認めてくれなかったので、この後、また建物というのが次回出てきます。変な話ですけれども。

浅見会長

浅見委員。

14番
浅見委員

事務局のほうに情報が入ってからなのですが、自動車修理工場、店舗ということのようなのですが、近隣のものがここに移転をしてくるとか、あるいは全く新規の計画のようだとか、何か情報がありましたらお願いします。

事務局 ○○○が移転してくるといふふうに聞いているところなのですけれども。

14番 浅見委員 分かりました。

8番 四方田委員 これ切り盛りがあるようなのですけれども、盛土条例とかそういうあれはどうなのですか。

事務局 これに関しては、一応町の開発には当たってきていますので、今日の午前10時に関係する各課で現地立会いをしております。今、私のほうで把握している、産業観光課の把握は、自然公園の形状変更に当たるといところで、すみません、そのほかちょっと盛土条例になると建設課の部分ですが、そこまではまだ報告書が上がってきていないのですが、開発に関してうちのほうは自然公園条例による形状変更を求めていく形になります。

浅見会長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

(なしの声あり)

浅見会長 それでは、質疑以上ということにさせていただきますが、よろしいですか。

(はいの声あり)

浅見会長 それでは、質疑のほう以上ということにさせていただいて、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

(委員の挙手)

浅見会長 挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。
いろいろ皆さんからも意見も伺ったりしましたが、以上で審議いただく議案のほうは全て終了いたしました。ご協力いただきまして、ありがとうございました。

